

鹿田丸 訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 地方独立行政法人岡山県精神科医療センターが開設する鹿田丸 訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護及び介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者（以下、「要介護者等」という。）に対し、適正な訪問看護及び介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 鹿田丸 訪問看護ステーション
- (2) 所在地 岡山県岡山市北区鹿田本町3-16

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- (2) 看護師等 看護師 3名以上

作業療法士 相当数

看護師等は、(介護予防)訪問看護計画書及び(介護予防)訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりである。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。
- (2) 営業時間 8時30分から17時15分までとする。

(訪問看護の内容)

第6条 訪問看護等の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状（精神・身体）の観察、相談
- (2) 服薬支援
- (3) 通院継続支援、相談
- (4) 日常生活の維持向上
- (5) 対人関係の維持向上
- (6) 家族支援
- (7) 社会資源の活用の相談
- (8) 他の支援機関との連携
- (9) その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問看護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割～3割の額とする。

(※厚生労働大臣が定める基準（介護報酬告示）は、事業所の見やすい場所に掲示すること。)

2 事業所は、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として療養者等から受けとるものとする。

- (1) 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問看護等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、1キロメートル当たり30円を徴収する。
- (2) サービス提供時間が90分を超えた場合は30分毎に1,650円（税込み）の超過料金を徴収する。
- (3) サービスを利用前日の17時以降にキャンセルした場合は、1,000円（税込み）のキャンセル料を徴収する

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、岡山県内全域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護師等は、指定訪問看護又は指定介護予防訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(事故発生時の対応方法)

第10条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(苦情解決体制の整備)

第 11 条 事業者は、提供した指定訪問看護または指定介護予防訪問看護に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口（相談所）を設置し、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に関し、法第 23 条の規程により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業者は、提供した指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止のための措置)

第 12 条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
 - (2) 従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たり、当該事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(秘密保持)

第 13 条 看護師等は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

- 2 前項に定める秘密保持義務は、看護師等の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。
- 3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかなければならない。

(衛生管理)

第 14 条 事業者は、感染症の発生又はまん延を防ぐために必要な措置を講じるとともに、従業者に対し定期的に健康診断等を実施する。

(成年後見制度の活用支援)

第 15 条 事業者は、利用者との適切な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 16 条 事業者は、看護師等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 研修会出席（年2回）

(2) 採用時約1ヶ月間同行訪問

- 2 事業者は、利用者に対する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 3 事業者は、看護師等、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から5年間保存しなければならない。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は地方独立行政法人岡山県精神科医療センターと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、令和3年11月1日から施行する。